

資治通鑑 第 225 卷

【唐紀四十一】 起闕逢攝提格，盡屠維協洽七月，凡五年有奇。

■唐、**吐蕃**吐蕃、統国訳漢文大成 經子史部 第 13 卷 045p

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆九年（甲寅， 7 7 4 年）

【節度使は続々入朝を希望】

■**田神功は薨ず**春，正月，壬寅(38)，**田神功**(前卷前年に入朝)は京師に薨ず。

■**楊猷の入朝強行へ**澧朗鎮遏使の**楊猷**は澧州(現・湖南省常德市澧県)より江に沿い而して下り，擅に境を出でて鄂州(現・湖北省鄂州市)に至り，詔して入朝を聽す。**猷**は遂に漢江を溯り而して上り，復州(山南東道に属し、竟陵・沔陽・監利の3県を管轄、現・湖北省荊門市鍾祥市)、郢州(現・湖北省荊門市鍾祥市)は皆な城を閉じて自ら守り，山南東道節度使の**梁崇義**は兵を發して之に備える。

■**徐州混乱**二月，辛未(7)，徐州(彭城に治す)の軍は亂れ，刺史の**梁乘**は城を逾えて走る。

■**吐蕃**諫議大夫の**呉損**は吐蕃に使いし(前卷六年にあり)，之を留めること累年，竟に虜中に病死す。

■**田神功死後の一時混乱**庚辰(16)，汴宋の兵の防秋する者は千五百人，庫財を盗み潰えて歸る，**田神功**が薨ずる故也。己丑(25)，**神功**の弟の**神玉**を以て汴宋の留後を知らしむ。(13-046p)

■**吐蕃****[郭子儀の朔方強化の上言]**癸巳(29)，**郭子儀**は入朝し，上言す、

「朔方は，國之北門なり，中間の戰士は耗散し，什に才に一有り。今吐蕃は河、隴之地を兼ね，羌(党頂点の属)、渾(吐谷渾)之衆を雜え，勢いは強きこと十倍。願わくは更に諸道に於いて各々精卒を發し，四、五萬人を成さん，則ち勝ちを制する之道は必ずなり矣。」

■**田承嗣との縁組**三月，戊申(44)，皇女の**永樂公主**を以て魏博(魏州に治す)節度使の**田承嗣**(河朔三鎮の雄となる)之子の**華**に妻あわすを許す。上の意は固く其の心を結ばんと欲し，而して**承嗣**(狼子野心、恩を以て結ぶ可からず)は益々驕慢なり。

■**楊猷を隴右節度兵馬使**戊午(54)，澧朗鎮遏使の**楊猷**を以て洮州(洮州は時に已に吐蕃に陷る。楊猷は刺史を將領するのみ)刺史、隴右節度兵馬使と為す。

■夏，四月，甲申(20)，**郭子儀**は辭して邠州(ひん)に還り，復た上の為に邊事を言い，涕泗交々流れるに至る。

■壬辰(28)，天下に赦す。

■**楊猷の入朝**五月，丙午(42)，**楊猷**は澧州より入朝す。

■**馬璘の入朝**涇原節度使の**馬璘**は入朝し，將士に諷して己の為に表して平章事を求めしむ。丙寅(2)，**璘**を以て左僕射と為す。

■**盧龍節度使の朱泚の入朝希望**六月，盧龍節度使の**朱泚**は弟の**滔**を遣わして表を奉じて入朝するを請い，且つ自ら歩騎五千を將いて防秋するを請う。上は之を許し，仍って之が為に先ず大第を京師に築いて以て之を待つ。

■癸未(19)，興善寺の胡僧の**不空**は卒す，開府儀同三司、司空を贈り，爵の肅國公を賜わり，謚して**大辯正廣智不空三藏和尚**と曰く。

■**京師のひでり**京師は旱し，京兆尹の**黎幹**は土龍を作りて雨を祈り，自ら巫覡と更々(かわるがわる)舞う。月を彌りて雨ふらず，又た文宣王に禱る。上は之を聞き，命じて土龍を撤し，膳を減じ用を節す。秋，七月，戊午(54)，雨ふる。

■**[朱泚の入朝は士民注目]**朱泚は入朝し、蔚州(此れ幽州より西して山を出、後に太原路を取りて入朝するなり。蔚州より西南のかた代州に至るまで460里)に至り、疾有り、諸將は還り、問えるを俟ち而して行くを請う。泚は曰く、「死すれば則ち屍を輿し而して前まん！」

諸將は敢えて復た言わず。九月、庚子(36)、京師に至り、士民の觀る者は堵(安史の乱の後に華北の諸帥は兵をたのみ手で朝せず。朱泚が長安に来る、士民は以て美事と為す。堵は堤防、列をなすの意味か)の如し。辛丑(37)、泚及び將士を延英殿(宣政殿前の西上閣門の西を延英門と為す)に宴し、犒賞之盛んなること、近時未だ有らず。

■**[回紇][回紇の駐留軍の横暴続く]**壬寅(38)、回紇は擅に鴻臚寺を出で、白晝殺人し、有司は之を擒とす。上は釋して問わず。

■**[防秋之兵]**甲辰(40)、郭子儀、李抱玉、馬璘、朱泚に命じて分けて諸道の防秋之兵を統べしむ。

■冬、十月、壬申(8)、信王の瑤は薨ず。乙亥(11)、梁王の璿^{せん}は薨ず。(二王は玄宗の子)

【魏博節度使の田承嗣は半独立】

■**[田承嗣の作乱]**魏博節度使(魏州に治す、現・河北省邯鄲市大名県)の田承嗣は昭義(節度使、相州に治す)の將吏を誘いて亂を作さ使む。(13-047p)

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆十年（乙卯，775年）

■**[田承嗣は昭義も取る]**春、正月、丁酉(33)、昭義兵馬使の裴志清は留後の薛嶠(薛萼×、嶠は山が上の字)を逐い、其の衆を帥いて承嗣に歸す。承嗣は救援すと聲言し、兵を引いて相州(現・河北省安陽市安陽県)を襲い、之を取る。嶠は洺州(現・河北省邯鄲市永年区東南)に奔り、上表して入朝を請い、之を許す。

■辛丑(37)、郭子儀は入朝す。

■壬寅(38)、壽王の瑁(玄宗の子)は薨ず。

■**[朱泚は京師に留まる]**乙巳(41)、朱泚は表して、「請う、闕下に留まり、弟の滔を以て幽州、盧龍留後を知せしめん」と、之を許す。

■**[河北三鎮の制御に苦慮]**昭義の裨將の薛鐸は相州刺史と為り、薛雄を衛州(現・河北省新郷市)刺史と為し、薛堅を洺州刺史と為す、皆な薛嵩(薛仁貴の孫、昭義節度使)之族也。戊申(44)、上は内侍の孫知古に命じて魏州に如き田承嗣を諭さしめ、各々封疆を守ら使む。承嗣は詔を奉じず、癸丑(49)、大將の盧子期を遣わして洺州を取らしめ、楊光朝をして衛州を攻めしむ。

■**[吐蕃]**乙卯(51)、西川節度使の崔寧は奏す、「吐蕃の數萬を西山に破り、斬首は萬級、捕虜は數千人。」

■丙辰(52)、詔す、「諸道の兵の逃亡する者有るも、製敕を承けるに非ざれば、輒ち召募するを得る無し。」

■**[田承嗣は衛州など四州を奪う]**二月、乙丑(1)、田承嗣は衛州刺史の薛雄を誘い、雄は従わず、盜(盜賊)をして之を殺さ使め、其の家を屠り、盡く四州之地に據り(相衛は已に田承嗣に陥ち、磁洺は未だ降らずと雖も、而も承嗣は已其の地に拠る。相衛二州は此れより魏博に属す)、自ら長吏を置き、其の精兵良馬を掠め、悉く魏州に歸せしむ。孫知古に逼りて與に共に磁、相二州を巡り、其の將士をして耳を割き面を髡き、承嗣を帥^{すい}と為さんと請わ使む。

■[皇子の王名]辛未(7)，皇子の述を立てて睦王と為し，逾を郴王と為し，連を恩王と為し，遘を鄜王と為し，迅を隨王と為し，造を忻王と為し，暹を韶王と為し，運を嘉王と為し，遇を端王と為し，適を循王，通を恭王と為し，達を原王と為し，逸を雅王と為し。(諸公子は皆な州を以て王国の名と為す)

■丙子(12)，華州刺史の李承昭を以て昭義留後に知たらしむ。

■[防秋兵反乱の慰撫]河陽三城使(河陽県は懷州に属す。顯慶二年に分けて河南府に属す。城は大河に臨み、長橋を水に架す。此の城は北魏の北中城なり。東西魏は兵争し、又た中渾及び南城を築く)の常休明は、苛刻にして恩少なし。其の軍士の防秋する者は歸り、休明は城を出でて之を勞い、防秋兵は城内の兵と合わせて謀りて之を攻め、休明は東都に奔る。軍士は兵馬使の王惟恭を奉じて帥と為し、大掠し、數日に乃ち定まる。上は監軍の冉庭蘭に命じて之を慰撫せしむ。

■[李忠臣は陝州の大掠を处置]三月，甲午(30)朔，陝州の軍は亂れ、兵馬使の趙令珍を逐う。觀察使の李國清は禁ずる能わず、辭を卑くし、遍く將士を拜し、乃ち脱れ去るを得る。軍士は庫物を大掠す。會々淮西節度使の李忠臣は入朝し、陝を過ぎ、上は忠臣に命じて之を按ぜしむ。將士は忠臣の兵威を畏れ、敢えて動かず。忠臣は棘圍を設け、軍士をして名を匿して庫物を投ぜ令め、(13-048p)一日，萬緡を獲、盡く以て其の從兵に給し賞と為す。

■乙巳(41)，薛萼、常休明は皆な闕に詣りて罪を請い、上は釋して問わず。

■[田承嗣の討伐命令]初め、成德(恒州に治す)節度使の李寶臣、淄青(青州に治す)節度使の李正己は、皆な田承嗣の輕んじる所と為る。寶臣の弟の寶正は承嗣の女を娶り、魏州に在り、承嗣の子の維と球を撃ち(ボロ)、馬は驚き、誤って維に觸れ死す。承嗣は怒り、寶正を囚え、以て寶臣に告ぐ。寶臣は、「教救謹まず」

と謝し、杖を封じて承嗣に授け、之を撻た使む。承嗣は遂に寶正を杖殺し、是に由りて兩鎮は交々惡む。承嗣の命を拒むに及び、寶臣、正己は皆な上表して之を討たんと請い、上も亦た其の隙に因りて承嗣を討たんと欲す。夏，四月，乙未(31)，敕して承嗣を貶して永州(零陵郡、湖南省衡陽道零陵県、現・永州市零陵區)刺史と為し、仍ほ河東、成德、幽州、淄青、淮西、永平、汴宋、河陽、澤潞の諸道に命じて兵を發して前みて魏博に臨み、若し承嗣が尚ほ或いは稽違すれば、即ち進討せ令む。罪は承嗣及び其の侄悦に止まり、自餘の將士弟侄は苟くも能く自ら抜ければ、一切問わず。

■[唐軍と田承嗣の激突]時に朱滔は方に恭順にして、寶臣及び河東節度使の薛兼訓と其の北を攻め、正己は淮西節度使の李忠臣等と其の南を攻める。五月，乙未(31)，承嗣の將の霍榮國は磁州(本は漢の廣平県の地。隋は郡を廢し滏陽県に於いて磁州を置き、滏陽に治す。直隸省大名道磁県、現・河北省邯鄲市磁県)を以て降る。丁未(43)，李正己は德州(此れより平盧軍に属す)を攻め、之を抜く。李忠臣は永平、河陽、懷、澤の歩騎四萬を統べ進みて衛州を攻める。六月，辛未(7)，田承嗣は其の將の裴志清等を遣わして冀州を攻めしめ、志清は其の衆を以て李寶臣に降る。甲戌(10)，承嗣は自ら將いて冀州(信都県に治す、現・河北省邢台市信都區)を圍み、寶臣は高陽(現・河北省保定市高陽県)軍使の張孝忠をして精騎四千を將いて之を御が使め、寶臣の大軍は繼いで至る。承嗣は輜重を燒き而して遁げる。孝忠(世々乙失洛部の酋長)は、本は奚也。

■[田承嗣は遣使して朝に歸すを請う]田承嗣は諸道の兵を以て四合し、部將の多くは叛し而して懼る、秋，八月，遣使して奉表し、身を束ねて朝に歸せんと請う。

■[郭子儀は朝廷を私せず]辛巳(17)，郭子儀は邠州に還る。子儀は嘗て奏し、州縣の官一人を除せんとす、報じず、僚佐は相い謂って曰く、

「令公の勲德を以て、一屬吏を奏し而して従わず、何ぞ宰相之體を知らざる！」

子儀は之を聞き、僚佐に謂って曰く、

「兵興こりてより以來、方鎮の武臣は多く跋扈し、凡そ求める所有り、朝廷は常に委曲して之に従う。此れ他無し、乃ち之を疑う也。今子儀の奏する所の事、人主は其の行う可からざるを以て而して之を置く、是れ武臣を以て相相待たず而して之を親厚する也。諸君は賀す可し矣、又た何ぞ怪しまん焉！」

聞く者は皆な服す。

■己丑(25)、田承嗣は其の將の盧子期を遣わして磁州を寇さしむ。

■回紇[皇帝は回紇にも弱腰]九月、戊申(44)、回紇は白晝市人を刺して腸出ず、有司は之を執り、萬年の獄に系ぐ。其の酋長の赤心は馳せて縣の獄に入り、獄吏を斫傷し、囚を劫かし而して去る。上は亦た問わず。

■吐蕃[吐蕃の侵攻]壬子(48)、吐蕃は臨涇(漢の県、安定郡に属す。隋の大業の初め、湫谷健と改める。尋いで復た臨涇県と曰う。唐は涇州に属す。甘肅省涇原道鎮原県、現・慶陽市鎮原県臨涇鎮)を寇し、癸丑(49)、隴州及び普潤を寇し、人畜を大掠し而して去る。百官は往往にして(13-049p)家屬を遣り城を出て竄匿せしむ。丙辰(52)、鳳翔節度使の李抱玉は奏す、

「吐蕃を義寧(隴州華亭県に大暦八年に義寧軍を置く)に破る。」

■貝州包圍戦李寶臣、李正己は棗強(前漢に清河郡に属す。魏隋以來冀州に属す。直隸省大名道棗強県の東南三十里、現・衡水市棗強県)に會し、進みて貝州を圍み、田承嗣は兵を出して之を救う。兩軍は各々士卒を饗し、成徳は賞厚く、平盧は賞薄し。既に罷め、平盧の士卒は怨言有り、正己は其の變を為すを恐れ、兵を引いて退き、寶臣も亦た退く。李忠臣は之を聞き、衛州を釋き、南に河を度り、陽武(鄭州に属す。本は原武城。武徳四年に陽武県を置く。河南省河北道陽武県、現・新郷市原陽県)に屯す。寶臣は朱滔と滄州を攻め、承嗣の從父の弟の庭玠は之を守る。寶臣は克つ能わず。

■吐蕃吐蕃は涇州を寇し、涇原節度使の馬璘は之を百里城に破る。戊午(54)、盧龍節度使の朱泚に命じて出でて奉天行營に鎮せしむ。

■冬、十月、辛酉(57)朔、日之を食する有り。

■盧子期の敗北盧子期は磁州を攻め、城は幾んど陷ちんとす。李寶臣は昭義留後の李承昭と共に之を救い、大いに子期を清水(新唐書の田承嗣傳には臨水に作る。晋は臨水県を滏口の右に置き、廣平郡に属す。北魏及び隋は魏郡に属す。唐の初め省く。永泰元年に薛嵩表し、臨水の故城に於いて昭義県を置き、磁州に属す)に破り、子期を擒として京師に送(至×)る。之を斬る。河南の諸將は又大いに田悦を陳留に破る。田承嗣は懼れる。

■田承嗣は李正己を調略初め、李正己は遣使して魏州に至り、承嗣は之を囚り、是に至り、禮し而して之を遣り、遣使して盡く境内の戸口、甲兵、谷帛之數を籍し以て之を與えて、曰く、

「承嗣は今年八十有六、^{こうし}溘死(溘は奄なり。莊子に曰く、溘然として死すと)せんこと日無し、諸子是不肖、悦も亦た孱弱なり、凡そ今日有する所は、公の為に守る耳、豈に以て公之師旅を辱むるに足る乎！」

使者を廷に立たせ、南に向い、拜し而して書を授ける。又た正己之像を圖し、香を焚き之に事える。正己は悦び、遂に兵を按じて進まず。是に於いて河南の諸道の兵は皆な敢えて進まず。承嗣は既に南顧之虞り無く、意を北方に専らにするを得たり。

■寇を玩ぶ之志上は李寶臣之功を嘉し、中使の馬承倩を遣わして詔を繼し之を勞わしむ。將に還らんとし、寶臣は其の館に詣り、之に百縑を遣り、承倩は^{こうし}話嘗し、道中に擲出し、寶臣は其の左右に慚ず。兵馬使の王武俊は寶臣に説いて曰く、

「今公は軍中に在りて新たに功を立て、豎子は尚ほ^{しか}爾り、況んや寇平らぐ之後に、一幅の詔書を以て召さ

れて闕下に歸れば、一の匹夫なる耳、**承嗣**を釋して、以て己が資と為すに如かず。」

寶臣は遂に寇を玩ぶ之志有り。

■**[李寶臣は田承嗣に通謀]****承嗣**は范陽の**寶臣**の郷里にして、心は常に之を欲するを知り、因りて石を刻みて讖を作りて云う、

「**二帝**は功を同じくして勢いは萬全なり、**田**を將いて侶と為し幽燕に入る。」

密に(人をして)**寶臣**の境内に瘞め令め、氣を望む者をして、

「彼は王氣有り」

と言わしめ、**寶臣**は掘り而して之を得たり。又た客をして之を説か令めて曰く、

「公は**朱滔**と共に滄州を取れ、之を得れば、則ち地は國に歸し、公の有する所に非ず。公は能く**承嗣**之罪を捨てば、請う滄州を以て公に歸せん、仍ほ願わくは公に従いて范陽を取り(13-050p)以て自ら效さん。公は精騎を以て前驅し、**承嗣**は歩卒を以て之に繼げば、克たざる蔑からん矣。」

寶臣は喜び、謂えらく、

「事は符讖に合う」

と、遂に**承嗣**と通謀し、密に范陽を圖り、**承嗣**も亦た兵を境上に陳す。

■**[李寶臣は朱滔を襲う]****寶臣**は滔の使者に謂って曰く、

「聞く**朱公**の儀貌は神の如し、願わくは像を畫きて得て之を觀るを得ん。」

滔は之を與える。**寶臣**は射堂に置き、諸將と共に之を觀て、曰く、

「真に神人也！」

滔は瓦橋(直隸省保定道雄県の南、易水の上に在り。唐は瓦橋関を置く)に軍し、**寶臣**は精騎二千を選びて、夜を通して三百里を馳せて之を襲い、戒めて曰く、

「貌の射堂の如き者を取れ。」

時に兩軍は方に睦む、**滔**は變有るを虞らず、狼狽して出でて戦い而して敗れ、會々他服を衣て免かるるを得る。**寶臣**は勝ちに乗りて范陽を取らんと欲し、**滔**は雄武軍使の昌平の**劉怱**をして留府を守らしめ。**寶臣**は備え有るを知り、敢えて進まず。

■**[李寶臣は田承嗣と隙間風]****承嗣**は幽、恆の兵の交わるを聞き、即ち軍を引いて南に還り、(人をして)**寶臣**に謂って曰わしむ、

「河内は警有り、公に従うに暇あらず、石上の讖文は、吾は戯れに之を為す耳！」

寶臣は慚じ怒り而して退く。**寶臣**は既に**朱滔**と隙有り、**張孝忠**を以て易州刺史と為し、精騎七千を將いて以て之に備えしむ。

■丙寅(2)、**貴妃**の**獨孤氏**は薨ず、丁卯(3)、追諡して**貞懿皇后**とす。

■十一月、丁酉(33)、**田承嗣**の將の**吳希光**は瀛州を以て降る。

■**[哥舒晃を討つ]**嶺南節度使の**路嗣恭**は流人の**孟瑤**、**敬晃**を擢んで將と為し、**哥舒晃**を討たしむ。**瑤**は大軍を以て其の衝に当たり、**晃**は間道より輕く入り、丁未(43)、廣州に克ち、**哥舒晃**及び其の黨の萬餘人を斬る。

■**[王翹は覃問を擒とす]****嗣恭**之**晃**を討つ也、容管經略使の**王翹**は將を遣いて兵を將して之を助けしむ。西原の賊帥の**覃問**は虚に乗りて容州を襲い、**翹**は兵を伏して撃ちて之を擒とす。

■**[回紇]****[回紇は夏州を寇す]**十二月、回紇の千騎は夏州を寇し、州將の**梁榮宗**は之を烏水(夏州朔方県、陝西省榆林道横山健西、現・榆林市横山区)に破る。**郭子儀**は兵三千を遣わして夏州を救い、回紇は遁げ去る。

■[魏州の鹽]元載、王縉は奏す、

「魏州の鹽は貴し、請う鹽が其の境に入るを禁じ以て之を困しめん。」

上は許さず、曰く、

「承嗣は朕に負く、百姓は何の罪かあらん！」

■田承嗣は入朝を請い、李正己は屢々之が為に上表し、其の自ら新たにするを許すを請う。

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆十一年（丙辰，776年）

■春，正月，壬辰(28)，諫議大夫の杜亞を遣わして魏州に使いして宣慰せしむ。

■吐蕃[西川節度使は吐蕃などを破る]辛亥(38)，西川節度使の崔寧は奏す、

「吐蕃の四節度及び突厥、吐谷渾、氐、羌の群蠻の衆二十餘萬を破り、斬首は萬餘級。」

■[田承嗣の入朝許可]二月，庚辰(16)，田承嗣は復た遣使して上表し、入朝を請う。上は乃ち詔を下し、承嗣の罪を赦し、其の官爵を復し、家屬と入朝するを聽し、其の所部の朝命を拒む者は、一切問わず。(13-051p)

■回紇辛巳(17)，朔方の五城(先に三受降城を統べ、振武・豊安・定遠を併せて六城と為す。時に三受降城は振武軍使に属す。

朔方は豊安・定遠・新昌・豊寧・保寧を統べる、之を塞下の五城と言う)の戍兵を増し、以て回紇に備える。

■[河陽軍は亂れる]三月，戊子(24)，河陽軍は亂れ、監軍の冉庭蘭を逐いて城を出、大掠すること三日。

庭蘭は備えを成し而して入り、亂者數十人を誅し、乃ち定まる。

【田承嗣に結ぶ李靈曜との戦い】

■[汴宋留後の田神玉の卒後の混乱]五月，汴宋留後の田神玉は卒す。都虞候の李靈曜は兵馬使、濮州刺史の孟鑒を殺し、北に田承嗣に結びて援と為す。癸巳(29)，永平節度使の李勉を以て汴、宋等八州(汴・宋・曹・濮・兗・鄆・徐・泗)留後を兼ねしむ。乙未(31)，靈曜を以て濮州(現・河南省濮陽市范縣濮城鎮)刺史と為し、靈曜は詔を受けず。六月，戊午(54)，靈曜を以て汴宋留後と為し、遣使して宣慰す。

■秋，七月，田承嗣は兵を遣わして滑州(永平節度の治所)を寇し、李勉を敗る。

■吐蕃吐蕃は石門を寇し、長澤川(北魏は闡熙郡を置く。隋は郡を廢して長澤県と為す。夏州に属す。吐蕃は原州に寇し、遂に北して夏州の境に入るなり。長澤県は陝西省榆林道靖邊県東、現・榆林市靖邊県)に入る。

■八月，丙寅(2)，盧龍節度使の朱泚に同平章事を加える。

■[汴宋留後の李靈曜は驕慢にて討伐]李靈曜は既に留後と為り、益々驕慢なり、悉く其の黨を以て管内八州刺史、縣令と為し、河北の諸鎮に效^{なら}わんと欲す。甲申(20)，淮西節度使の李忠臣、永平節度使の李勉、河陽三城使の馬燧に詔して之を討たしむ。淮南節度使の陳少游、淄青節度使の李正己は皆な兵を進めて靈曜を撃つ。

■[靈曜之謀主李僧惠の調略]汴宋兵馬使、攝節度副使の李僧惠は、靈曜之謀主也。宋州牙門將の劉昌は曾神表を遣わして潜に僧惠を説かしめ。僧惠は召して計を問い、昌は之が為に泣いて逆順を陳べる。僧惠は乃ち汴宋の牙將の高憑、石隱金と神表を遣わして奉表して京師に詣り、靈曜を討つを請う。九月，壬戌(58)，僧惠を以て宋州刺史と為し、憑を曹州(現・山東省荷沢市曹県)刺史と為し、隱金を鄆州刺史と為す。

■[馬燧は能く敗勢を立て直す]乙丑(1)，李忠臣、馬燧は鄭州に軍し、靈曜は兵を引いて逆え戦う。兩軍は其の至るを意わず、退きて滎澤(隋は滎陽県を分けて滎澤県を置く。唐は鄭州に属す)に軍し、淮西の軍士の潰え去

る者は什に五六。鄭州の士民は皆な驚き、走りて東都に入る。忠臣は將に淮西に歸らんとし、燧は固く執りて可からずとし、曰く、

「順を以て逆を討つ、何ぞ克たざるを憂うや？奈何して自ら功名を棄てるや！」

壁を堅くして動かず。忠臣は之を聞き、稍く散卒を収め、數日にして皆な集まり、軍勢は復た振う。

■**[李靈曜を汴州城に包囲]**戊辰(4)、李正己は奏す、

「鄆、濮二州に克つ」

と。壬申(8)、李僧惠は靈曜の兵を雍丘に敗る。冬、十月、李忠臣、馬燧は進みて靈曜を撃ち、忠臣は汴南に行き、燧は汴北に行き、屢々靈曜の兵を破る。壬寅(38)、陳少游の前軍と合し、靈曜と大いに汴州城(現・河南省開封市祥符区)の西に戦い、靈曜は敗れ、城に入りて固く守る。癸卯(39)、忠臣等は之を圍む。

■**[李靈曜を汴州城逃亡、虜となる]**田承嗣は田悅を遣わして兵を將いて靈曜を救い、永平、淄青の兵を匡城(漢の長垣県、隋の開皇十六年に改名、時に滑州に属す)に敗る、勝ちに乗りて進みて汴州に軍し、乙巳(41)、城北數里に營す。丙午(42)、忠臣は裨將の李重倩を遣わして輕騎數百を將いて夜其の營に入らしめ、縦横に貫穿し、數十人を斬り而して還り、營中は大いに駭く。忠臣、燧は因りて大軍を以て之に乗じ、鼓噪し而して入り、悅の衆は戦わず而して潰え、(13-052p)悅は身を脱して北に走り、將士の死者は相い枕藉し、勝てて數える可からず。靈曜は之を聞き、開門して夜遁げ、汴州は平らぐ。重倩は、本は奚也。丁未(43)、靈曜は韋城(隋は白馬県を分けて韋城を古の韋国の城に置く。滑州に属す、現・河南省安陽市滑県)に至り、永平の將の杜如江は之を擒る。

■**[李忠臣は功を独占]**燧は忠臣の暴戾なるを知り、己の功を以て之に譲り、汴城に入らず、軍を引いて西に板橋に屯す。忠臣は城に入り、果たして其の功を専らにす。宋州刺史の李僧惠は之と功を爭い、忠臣は會に因りて撃ちて之を殺す。又た劉昌を殺さんと欲し、昌は遁逃して免かるを得たり。

■**[李靈曜を京師に斬る]**甲寅(50)、李勉は李靈曜を械送(刑具に押送する)して京師に至る。之を斬る。

■十二月、丁亥(23)、李正己、李寶臣は並せて同平章事を加える。

【段秀實の再登場】

■**[馬璘の死後、の采配万全]**涇原節度使の馬璘は疾亟かにして、行軍司馬の段秀實を以て節度の事を知たらしめ、付するに後事を以てす。秀實は嚴兵して以て非常に備え、丙申(32)、璘は薨じ、軍中の奔哭する者は數千人。門屏に喧咽し、秀實は悉く入るを聽さず。押牙の馬頤(ばてき)に命じて喪事を内に治めしめ、李漢惠をして外に賓客に接さしめ、妻妾子孫は堂に位し、宗族は庭に位し、將佐は前に位し、牙士卒は營伍に哭し、百姓は各々其の家を守る。衢路に離立(並び立つ)して偶語する有れば、輒ち執り而して之を囚える。喪を護りて從行する者に非ざれば遠送するを得る無し。祭を致し拜哭するに、皆な儀節有り、喪を送る近遠は、皆な定處有り、違ふ者は軍法を以て事に従う。都虞候の史廷幹、兵馬使の崔珍、十將の張景華は喪に因りて亂を作さんと謀り、秀實は之を知り、廷幹を奏して入りて宿衛せしめ、珍を徙して靈台に屯せしめ、景華を外職に補し、一人も戮せず、軍府は晏然たり。(胡三省曰く、高仙之が師を大食に喪うより、段秀實始めて史に見われる。其の後、李嗣業が難に赴かざるを責め、滏水の潰に河清を保ち以て帰師を濟し、邠州に在りて、郭晞の暴横の卒を誅し、馬璘と議論するに阿ねらず、喪を治むるに及び、曲防周慮以て軍府を安んず。最後に朱泚を笏撃し、身を以て国に殉ず。其の事業風節は卓然として唐の諸將の中に表出すと)

■**[璘の家の末路]**璘の家は富有にして算無く、第を京師に治め、勳貴(功勳を以て貴顕を致すもの)に甲たり、中堂は二十萬緡を費し、他室は減ずる所幾くも無し、其の子孫は行い無く(貨を殖して厭く無きものは、適々以て不肖

の子孫の資と為す), 家資は尋ぎて盡く。

■**[李抱真を磁邢兩州留後]**戊戌(34), 昭義節度使の**李承昭**は表して疾篤しと稱し, 澤潞行軍司馬の**李抱真**を以て磁、邢兩州留後を兼知せしむ。

■**庚戌(46)**, 淮西節度使の**李忠臣**に同平章事を加え, 仍ほ汴州刺史を領し, 徙して汴州に治せしむ。

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆十二年(丁巳, 777年)

■**[李抱玉死後、李抱真を懷澤潞留後]**春, 三月, 乙卯(9), 兵部尚書、同平章事、鳳翔、懷澤潞、秦隴節度使の**李抱玉**は薨ず, 弟の**抱真**は仍って懷澤潞留後を領せしむ。

■**[鮑防を以て河東節度使]**癸亥(59), 河東行軍司馬の**鮑防**を以て河東節度使と為す。防は, 襄州人也。

■**[田承嗣追討令と謝罪受入]**田承嗣は竟に入朝せず, 又た**李靈曜**を助ける, 上は覆た命じて之を討たしむ。承嗣は乃ち復た上表して謝罪す。上も亦た之を如何ともする無し, 庚午(6), 悉く承嗣の官爵を復し, 仍ほ必ずしも入朝せざら令む。(13-053p)

【元載の誅殺、王縉の左遷】

■**[元載・王縉の專横俊めず]**中書侍郎、同平章事の**元載**は專横にして, 黃門侍郎、同平章事の**王縉**は之に付き, 二人は俱に貪なり。載の妻の**王氏**及び子の**伯和**、**仲武**, 縉の弟、妹及び尼の出入する者は, 争いて賄賂を納れる。又た政事を以て群吏に委ね, 士之進むを求める者は, 其の子弟及び主書の**卓英倩**等に結ばざれば, 自ら達するに由無し。上は含容すること累年, 載、縉は俊めず。

■**[元載の誅殺]**上は之を誅さんと欲すれども, 左右の漏洩するを恐れ, 與に言う可き者無し, 獨り左金吾大將軍の**吳湊**(章敬皇后の弟)と之を謀る。湊は, 上之舅也。會々、

「載、縉は夜醮(神を祭る)し不軌を為さんと圖る」

と告げる者有り, 庚辰(16), 上は延英殿に御し, 湊に命じて載、縉を政事堂(東省にあり、門下に属す。中僧り後に堂を中書省に徙す)に収めしめ, 又た**仲武**及び**卓英倩**等を収めて獄に繋ぐ。吏部尚書の**劉晏**に命じて御史大夫の**李涵**等と同じく之を鞠せしめ, 問端(門頭なり、訊問の個条)は皆な禁中に出で, 仍ほ中使を遣わして詰るに陰事を以てし, 載、縉は皆な罪に伏す。是の日, 先ず左衛將軍、知内侍省事の**董秀**を禁中に杖殺し, 乃ち載に自盡を萬年縣に賜わる。載は主者に請う、

「願わくは快く死するを得ん！」

主者は曰く、

「相公は須く少しく汚辱を受けるべし, 怪しむ勿れ！」

乃ち穢襪(汚れた下着)を脱がし其の口を塞ぎ而して之を殺す。王縉は初め亦た自盡を賜わり, 劉晏は李涵等に謂って曰く、

「故事に, 重刑は覆奏(繰返し調べて天子に奏上、詔書施行正式報告する儀礼的手続)す, 況んや大臣を乎! 且つ法は首(罪首)從(從坐)有り, 宜しく更に進止を稟すべし。」(主犯と連座を區別)

涵等は之に従う。上は乃ち縉を括州(統は括州、晋には永嘉郡と為し、隋には處州と改め、尋いで括州と為す。括蒼山に因りて名と為す、現・浙江省麗水市一帯)刺史に貶す。載の妻の**王氏**は, 忠嗣之女也, 及び子の**伯和**、**仲武**、**季能**は皆な伏して誅せらる。有司は載の家財を籍し, 胡椒は八百石に至り(当時南海産物の貴重品の胡椒さえ多いという意味), 它物は是に稱う。

■[楊綰は清簡儉素]夏，四月，壬午(18)，太常卿の楊綰を以て中書侍郎と為し，禮部侍郎の常袞を門下侍郎と為し，並せて同平章事とす。綰の性は清簡儉素にして，制下る之日，朝野は相い賀す。郭子儀は方に客を宴す，之を聞き，坐中の聲樂の五分之四を減ず。京兆尹の黎幹は，騶從甚だ盛んなり，即日之を省き，止だ十騎を存す。中丞(十丞×)の崔寬，第捨は宏侈なり，亟に之を毀撤す。

■[載の黨は殺さず、左遷]癸未(19)，吏部侍郎の楊炎、諫議大夫の韓洄、包佶、起居舍人の韓會等十餘人を貶す，皆な載の黨也。炎は，鳳翔の人。載は常に文學の才望有る者一人を引いて之に親厚し，異日以て己に代えんと欲す，故に炎は貶に及ぶ。洄は，滉之弟。會は，南陽の人也。上は初め盡く炎等を誅せんと欲し，吳湊は諫救すること百端，始めて官を貶せらる。

■[吐蕃]丁酉(33)，吐蕃は黎(武后の大足元年に雅州の漢源・飛越・嵩州の陽山を以て黎州を置く)、雅州を寇す。西川節度使の崔寧は撃ちて之を破る。

■[京官の俸は太だ薄し]元載は仕進する者多く京師を楽しむを以て，其の己に逼るを惡み，乃ち制して俸祿は，外官に厚く而して京官に薄くし，京官は自ら給する能わず，常に外官に従いて乞貸する。楊綰、常袞は奏す、

「京官の俸は太だ薄し」

己酉(45)，詔して京官の俸を加える，歲に約十五萬六千餘緡なり。

■[官吏の俸給改善]五月，辛亥，詔して都團練使より外，悉く諸州の團練守捉使を罷む。又た諸使に令して軍事の要急に非ざれば，(13-054p)擅に刺史を召し及び其の職務を停めるを得る無からしむ，權攝(臨時代行)を差人す(續は欠如)。又た諸州の兵を定め，皆な常數有り，其の召募し家糧、春冬衣を給する者は，之れ「官健」と謂う。土人を差點し，春夏は農に歸り、秋冬は追集し、身糧醬菜を給する者は，之を「團結」と謂う。兵興りてより以來，州縣の官は俸給一ならず，重ねるに元載、王縉が情に隨い私に徇うを以てし，刺史の月給は或は千緡に至り、或は數十緡，是に至り，始めて節度使以下主簿、尉に至るまでの俸祿を定め，多きを掙して寡きを益し，上下敘有り，法制は粗ぼ立つ。

■[元載の祖父の墓を發く]庚午(6)，上は中使を遣わして元載の祖父の墓を發き，棺を斫り屍を棄て，其の家廟を毀ち，其の木主を焚かしむ。戊寅(14)，卓英倩等は皆な杖死す。英倩之事を用いる也，弟の英璘は郷里に横なり。英倩の獄に下るに及び，英璘は遂に險に據りて亂を作す。上は禁兵を發して之を討つ，乙巳(41)，金州刺史の孫道平は撃ちて之を擒とす。

■[楊綰は薨ず]上は方に楊綰に倚り，弊政を釐革せ使む，會々綰は疾有り，秋，七月，己巳(5)，薨ず。上は之を痛悼すること甚しく，群臣に謂って曰く、

「天は朕が太平を致すを欲せず，何ぞ朕が楊綰を奪うの之速かなるや！」

■八月，癸未(19)，東川節度使の鮮于叔明に姓の李氏を賜わる。

■[常袞は堂封を辭す]元載、王縉之相と為る也，上は日々に賜うに内廚の御饌を以てし，十人を食(やしな)う可し，遂に故事と為す。癸卯(39)，常袞は朱泚と上言す、

「餐錢は已に多し，乞う賜饌を停めん。」

之を許す。袞は又た堂封(最小の封邑。唐の制は堂封は歲に 3600 緡、興元の後僅かに 1100、徳宗尋ぎて旧に復す)を辭せんと欲す，同列可かず而して止む。時人は袞を諷し，以為く、

「朝廷は祿を厚くするは，賢を養う所以なり，能わざれば，當に位を辭すべし，當に祿を辭すべからず。」

■臣光は曰く、

「君子は食人に^{ひと}に^す浮ざるを恥じる。袞之祿を辭するは，廉恥焉に存す，夫の位を固くし祿を貪る者に與べれ

ば、猶を愈^{まさ}らず乎！詩(伐檀の辞)に云う『彼の君子兮、素餐せず兮！』**衰**の如き者は、亦た未だ以て深く譏る可からざる也。」

■**[顔真卿を召還、刑部尚書と為す]**楊綰、常**衰**は湖州刺史の**顔真卿**を薦し、上は即日召し還す。(大暦元年に顔真卿は元載を攻めるを以て、陝州の別駕に貶せられ、尋ぎて吉州の司馬と為り、撫湖二州に刺史に遷る)甲辰(40)、以て刑部尚書と為す。**綰**、**衰**は又た淮南判官の汲人の**關播**を薦め、擢んでて都官員外郎(刑部に属す)と為す。

■**[段秀實の軍令は簡約にして、威惠有り]**九月，辛酉(57)，四鎮、北庭行營兼涇原、鄭穎節度副使の**段秀實**を以て節度使と為す。**秀實**の軍令は簡約にして、威惠有り、身を奉じること清儉にして、室に姬妾無し、公會に非ざれば、未だ嘗て飲酒し樂を聽かず。

【吐蕃の断続的侵入】

■**[吐蕃]**吐蕃の八萬の衆は原州の北の長澤監(蓋し長澤川に唐は旧、馬監を置く)に軍す、己巳(5)，方渠(漢の県は北地郡に属す。時に慶州に属す。甘肅省涇原道環県、現・慶陽市環城鎮)を破り、拔谷に入る。(13-055p)郭子儀は裨將の**李懷光**をして之を救わしめ、吐蕃は退く。庚午(6)，吐蕃は坊州を寇す。

■**[吐蕃]**冬，十月，乙酉(21)，西川節度使の**崔寧**は奏す、

「大いに吐蕃を望漠城(都版は城を西山に築き、もって蜀を望む。因りて名づける)に破る。」

■**[秋霖の池鹽損害]**是より先，秋霖し，河中府の池鹽(安邑・解県に皆鹽池あり)は多く敗れる。戸部侍郎判度支の**韓滉**は鹽戸の税を減じるを恐れ，丁亥(23)，奏す、

「雨多しと雖も，鹽を害せず，仍ほ瑞鹽の生じる有り。」

上は其の然らざるを疑い，諫議大夫の**義興**(漢の陽羨県の地、皆義興郡及び県を置く。隋は郡を廃し県を存し、常州に属す。江蘇省蘇常道宜興県、現・無錫市宜興市陽羨社区)の**蔣鎮**を遣わして往きて之を視しむ。

■**[吐蕃]**吐蕃は鹽、夏州を寇し，又た長武(邠州宜祿県に長武城有。時に郭子儀、李懷光を遣わし、長武城を築かしむ。原首に抛り涇水に臨み、通道を俯瞰す。都版は是より敢えて軽々しく犯さず)を寇す。**郭子儀**は將を遣わして拒ぎ之を卻く。

■永平軍(滑州に治す)の押牙の匡城の**劉洽**を以て宋州刺史と為す。仍ほ宋、泗二州を以て永平軍に隸す。

■**[秋霖の損害報告の虚実]**京兆尹の**黎幹**は奏す、

「秋霖稼を損ず」

と，**韓滉**は奏す、

「幹は實ならず」

上は御史の**按視**に命じて按視せしむ，丁未(43)，還りて奏す、

「損する所は凡そ三萬餘頃。」

渭南(唐の初め荊州に属す、時に雍州に属す)の令の**劉澡**は度支に阿附し(韓滉に阿附するを謂う)，稱す、

「縣境の苗は獨り損せず」

御史の**趙計**は奏すること**澡**と同じ。上は曰く、

「霖雨は溥溥(あまねくひろし)なり，豈に渭南獨り無きを得んや！」

更に御史の**朱敖**に命じて之を視しむ，三千餘頃を損す。上は歎息すること之久しく，曰く、

「縣令は，人を字(やしなう)之官，損せずとも猶ほ應に損せりと言うべし，乃ち不仁なることは是くの如き乎！」

澡を南浦(北魏は胸[月忍]県を分けて漁泉県を置く。隋は南浦、唐は萬州、四川省東川道萬県、現・重慶市万州区)の尉に，**計**を澧州の司戸に貶し，而して**滉**を問わず。

■**吐蕃**十一月，壬子(48)，山南西道節度使の**張獻恭**は奏す、
「吐蕃の萬餘衆を岷州に破る。」

■**[應靈慶池]**丙辰(内辰×、52)，**蔣鎮**は還り，奏す、
「瑞鹽は實に**韓滉**の言う所の如し」

と，仍ほ上表して賀し，

「請う宣して史臣に付し，並せて神祠を置き(続は欠如)，錫うに嘉名を以てせん。」

上は之に従い，號を實應靈慶池と賜わる。時の人は之を醜とす。

■十二月，丙戌(22)，**朱泚**は涇州より京師に還る。

■**吐蕃**丁亥(23)，**崔寧**は奏す、
「吐蕃の十餘萬衆を破り，斬首は八千餘級。」

■**[朱泚を隴右節度使兼任]**庚子(36)，**朱泚**を以て隴右節度使を兼ね，河西、澤潞行營に知たらしむ。

【河朔三鎮と平盧節度使の勢力拡大】

■**[平盧節度使の李正己等の藩鎮独立]**平盧節度使の**李正己**は先に淄、青、齊、海、登、萊、沂、密、德、棣の十州之地有り，**李靈曜**之亂に及び，諸道は兵を合わせて之を攻め，得る所之地は，各々己が有と為す，**正己**は又た曹、濮、徐、兗、鄆の五州を得，因りて青州より徙りて鄆州に治し，其の子の前淄州刺史の**納**をして青州を守ら使む。癸卯(39)，**納**を以て青州刺史と為す。**正己**は刑を用いること嚴峻にして，在る所敢えて偶語せず。然れども法令は齊一にして，賦均しく而して輕し，兵十萬を擁し，東方に雄據し，鄰藩皆な之を畏れる。是の時**田承嗣**は魏、博、相、衛、洺、貝、澶(漢の東郡頓丘縣の地。隋の開皇十六年、頓丘を分けて澶淵縣を置く。唐は改めて澶水と曰う。武徳四年に黎州の澶水・魏州の頓丘・觀城を分けて澶州を置く。貞觀元年に州は廢す。大曆七年に田承嗣は表して魏州の頓丘・臨黃を以て復た澶州を置く。直隸省大名道清豐縣、現・河南省濮陽市清豐縣)(13-056p)の七州に據り，**李寶臣**は恆、易、趙、定、深、冀、滄の七州に據り，各々衆五萬を擁す。**梁崇義**は襄、鄧、均、房、復、郢の六州に據り，衆二萬有り。相い與に根據蟠結し，朝廷に奉事すると雖も而も其の法令を用いず，官爵、甲兵、租賦、刑殺皆な自ら之を専らにし，上は寬仁にして，一に其の為す所に聽す。朝廷は或は一城を完め，一兵を増せば，輒ち怨言有り，以て猜貳と為し，常に之が為に役を罷む。而して自ら境内に於いて壘を築き、兵を繕めること虛日無し。是を以て中國に在りては名は蕃臣なりと雖も，而も實は蠻貊異域の如し焉。

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆十三年（戊午，778年）

■春，正月，辛酉(57)，敕して白渠の支流の碾磴(水車)を毀ちて以て田に溉せしむ。**昇平公主**は二磴有り，入りて上を見，之を存せんと請う。上は曰く、

「吾は以て蒼主を利せんと欲し，汝吾が意を識れば，當に衆の先と為すべし。」

公主は即日之を毀つ。

【回紇・吐蕃の侵入連続】

■**回紇****[回紇は太原侵攻をいなす]**戊辰(4)，回紇は太原を寇し，河東の押牙(唐の節度使は都押牙を置く。牙前の重職なり)の泗水(兗州に属す、漢の卞縣。隋の時に西界を分けて汝陽縣と為し、卞縣の古城に於いて泗水縣を置く)の**李自良**は曰

く、

「回紇の精銳は遠來して鬥うを求め、與に鋒を爭い難し。如かず二壘を歸路に築き、兵を以て之に戍せん。虜は至り、壁を堅くして與に戦う勿れ、彼の師は老いて自ら歸れば、乃ち軍を出して之に乗らん。二壘は其の前に抗し、大軍は其の後に蹙れば、捷たざる無し矣。」

留後の**鮑防**は従わず、大將の**焦伯瑜**等を遣わして逆え戦う。癸酉(9)、虜に陽曲(漢の旧県。後漢の末に太原の北45里に移す。北魏は南の方陽曲の故城に移す)に遇い、大敗し而して還り、死者は萬餘人。回紇は兵を縦ちて大掠す。二月、代州都督の**張光晟**は之を羊武谷(代州[山亭]県に陽武寨あり)に撃破し、乃ち引いて去る。上も引いて去る。上も亦た回紇の入寇之故を問わず、之を待つこと初めの如し。

■**吐蕃****[吐蕃は靈州を寇す]**己亥(35)、吐蕃は其の將の**馬重英**を遣わして衆四萬を帥いて靈州を寇し、填漢、御史、尚書の三渠(填漢渠・御史渠・尚書渠)の水口を塞(続は奪)ぎ以て屯田を弊る。

■**回紇**三月、甲戌(10)、回紇の使いは還り、河中を過ぎ、朔方の軍士(留まりて河中に屯する者)は其の輜重を掠め、因りて大いに坊市を掠む。

■**吐蕃****[吐蕃は靈州を寇し]**夏、四月、甲辰(40)、吐蕃は靈州を寇し、朔方留後の**常謙光**は撃ちて之を破る。

■**[貓鼠の同乳、崔祐甫拔擢]**六月、戊戌(34)、隴右節度使の**朱泚**は貓鼠の同乳にして相い害わざる者を獻じ以て瑞と為す。**常袞**は百官を帥いて賀を稱す。中書舍人の**崔祐甫**は獨り賀さず、曰く、

「物は常に反するを妖と為し、貓は鼠を捕るは、乃ち其の職也、今同乳は、妖也。何の乃ち賀するを為さん！宜しく法吏之奸を察せず、邊吏之不寇を禦がざる者を戒め、以て天意を。承けるべし」

上は之を嘉す。**祐甫**は、**沔**(開元の名臣)之子也。**秋**、七月、壬子(48)、**祐甫**を以て吏部選事に知たらしむ。**祐甫**は數々公事を以て**常袞**と爭い、是に由りて之を惡む。(13-057p)

■**回紇****[回紇の撤退]**戊午(54)、**郭子儀**は奏して以わく、

「回紇は猶ほ塞上に在り、邊人は恐懼す、請う邠州刺史の**渾瑊**を遣わして兵を將いて振武軍(單于都護府城内に在り。秦漢の雲中郡城なり。陰山の陽、黄河の北に在り)に鎮すべし」

と、之に従う。回紇は始めて去る。

■**吐蕃****[吐蕃を撃退]**辛未(7)、吐蕃の將の**馬重英**の二萬の衆は鹽、慶二州を寇し、**郭子儀**は河東朔方都虞侯の**李懷光**を遣わして撃ちて之を卻く。

■八月、乙亥(11)、成德節度使の**李寶臣**(222 卷實應元年に賜姓)は姓を張に複すを請い、之を許す。

■**吐蕃****[李懷光は吐蕃を撃退]**吐蕃の二萬の衆は銀(陝西省榆林道米脂県西北80里、現・榆林市米脂県)、麟州(陝西省榆林道神木県北40里、現・榆林市神木市)を寇し、党項の雜畜を略し、**郭子儀**は**李懷光**等を遣わして撃ちて之を破る。

■**[貞懿皇后を葬す]**上は**貞懿皇后**(獨孤の妃、十年薨ず)を悼念して已まず、内殿に殯し、累年葬を忍まず。**丁酉**(33)、始めて莊陵(京兆の三原県の西北五里、現・陝西省咸陽市三原県)に葬す。

■**吐蕃****[吐蕃侵入を撃退]**九月、庚午(6)、吐蕃の萬騎は青石嶺(涇州保定県の西、現・平涼市涇川県の西)を下り、涇州に逼る。**郭子儀**、**朱泚**に詔して**段秀實**と共に之を卻く。

【劉晏・李泌・路嗣恭を拔擢】

■**[劉晏を左僕射]**冬、十二月、丙戌(22)、吏部尚書、轉運、鹽鐵等使の**劉晏**を以て左僕射と為し、三銓(凡そ選に文武有り、文選は吏部之を主り、武選は兵部之を主り、皆三銓と為し、尚書・侍郎分けて之を主る。尚書は其の一を掌り、侍郎は其の二を分ける)及び使職を知するは故の如し。

■[李懷光の陰謀を暴く]郭子儀は入朝し、判官の京兆の杜黃裳に命じて留務を主らしむ。李懷光は陰に子儀に代わらんと謀り、矯めて詔書を為^{つぐ}り、大將の溫儒雅等を誅さんと欲す。黃裳は其の詐りを察し、以て懷光を詰^{なじ}る。懷光は汗を流して罪に伏^{続は服}す。是に於いて諸將之制し難き者は、黃裳は子儀之命を矯め、皆な之を外に出す、軍府は乃ち安し。

■給事中の杜亞を以て江西觀察使と為す。

■[李泌を召し、路嗣恭は復活]上は江西判官の李泌^(前卷五年に赴任)を召して入りて見えしめ、語るに元載の事を以てし、曰く、

「卿と別れること八年、乃ち能く此の賊を除^{続は誅}く。太子が其の陰謀を發するに頼る、然らず、幾んど卿を見ざらんとす。」

對えて曰く、

「臣は昔日固より嘗て之を言えり。陛下は群臣の不善有るを知り、則ち之を去れ。含容はただ過ぐ、故に此に至る。」

上は曰く、

「事は亦た應に十全なるべし、輕々しく發す可からず。」

上は因りて言う、

「朕は面のあたりに卿を路嗣恭に屬し、而るに嗣恭は載の意を取り、卿を奏して虔州別駕と為す。嗣恭は初め嶺南を平らげ、琉璃盤の、逕九寸なるを獻じ、朕は以て至寶と為す。載の家を破るに及び、嗣恭が載に遺る所の琉璃盤の、逕尺なるを得る。其の至るを俟ち、當に卿と之を議すべし。」

泌は曰く、

「嗣恭の人と為りは、小心にして、善く人に事え^{つか}、權勢を畏れ、吏事に精勤し而も大體を知らず。昔縣令と為り、能名有り^(路嗣恭は始め劍客と名づく。蕭国の令と為る。連りに神烏姑臧二県に移る。考績は天下に最たり。玄宗以為えらく、漢の魯恭を嗣ぐ可しと。因りて名を賜る)。陛下は未だ之を知るに暇あらず、而して載の用いる所と為る、故に之が為に力を盡くす。陛下は誠に知り而して之を用いれば、彼も亦た陛下の為に力を盡くさん矣。^(13-058p)虔州別駕は、臣自ら之を欲す、其の罪に非ざる也。且つ嗣恭は新たに大功^(嶺南の平定)を立て、陛下は豈に一の琉璃盤を以て之を罪するを得ん邪！」

上の意は乃ち解く、嗣恭を以て兵部尚書と為す。

■[郭子儀は張曇を誅殺]郭子儀は朔方節度副使の張曇の性の剛率なるを以て、其の武人なるを以て己を輕んずと謂い、之を銜む。孔目官^(諸鎮州に皆な孔目官有り、以て衆事を総理す、吏職なり。一孔一目皆総理する所なるをいう)の吳曜は子儀の任ずる所と為り、因り而して之を構う。子儀は怒り、

「曇は軍衆を扇動す」

と誣奏し、之を誅す。掌書記の高郢は之を力爭し、子儀は聽さず、奏して郢を猗氏^(河中府に属す)の丞に貶す。既に而して僚佐は多く病を以て去らんことを求める、子儀は之を悔い^(郭子儀は過ちても能く改める)、悉く之を朝に薦め、曰く、

「吳曜は我を誤る。」

遂に之を逐う。

■[常袞の進言]常袞は上に言つて曰く、

「陛下は久しく李泌を用いんと欲す、昔漢の宣帝は人を用いて公卿と為さんと欲すれば、必ず先ず試みに人を理め^{おさ}しむ、請う且く以て刺史と為し、周^{あまね}く人間の利病を知らしめ、政を報じる^{(太公は斉を治め、五月}

にして政を報じ、伯禽は魯を治め、三年にして政を報ず。今この語を用いるなり)を俟ち而して之を用いるべし。」

代宗睿文孝武皇帝中之下大曆十四年（己未，779年）

■春，正月，壬戌(58)，李泌を以て澧州刺史と為す。

■[田承嗣の後継者は悦]二月，癸未(19)，魏博節度使の田承嗣は薨ず。子十一人有り，其の侄の中軍兵馬使の悦を以て才と為し，軍事に知たら使め，而して諸子は之を佐たり。甲申(20)，悦を以て魏博留後と為す。

■[李希烈は李忠臣父子を追放]淮西節度使の李忠臣は，貪殘にして好色なり，將吏の妻女の美なる者は，多く逼りて之を淫し，悉く軍政を以て妹婿の節度副使の張惠光に委ねる。惠光は勢いを挟みて暴横なり，軍州は之を苦しむ。忠臣は復た惠光の子を以て牙將と為し，暴横は其の父より甚だし。左廂都虞候の李希烈は，忠臣之族子也，衆の服する所と為る。希烈は衆心怨怒するに因りて，三月，丁未(43)，大將の丁暠等と惠光の父子を殺し而して忠臣を逐う。忠臣は單騎にして京師に奔り，上は其の功有るを以て(吐蕃が京師に寇するや、忠臣は諸鎮に先だちて赴き援く。又た李靈曜を平らぐるの功)，檢校司空、同平章事を以て京師に留まら使む。希烈を以て蔡州刺史、淮西留後と為す。永平(元は滑州に治す)節度使の李勉を以て汴州刺史を兼ね，汴、潁二州を増し領し，徙りて汴州に鎮せしむ。

■[王翽は凌正を誅殺]辛酉（57），容管經略使の王翽を以て河中少尹と為し、府事を知たらしむ。河東副元帥留後の部將の凌正は暴横にして，翽は之を抑える。正は其の徒と夜に乗じて亂を作さんとし，翽は之を知り，故に漏水を縮まること數刻以て其の期を差^{たが}い，賊は驚き，潰走し，正を擒とし，之を誅し，軍府は乃ち安ず。

■[張寶臣は復た李寶臣となる]成德節度使の張寶臣は既に姓を複すを請い，又た自ら安ぜず，更に姓を賜わるを請う。夏，四月，癸未(19)，復た姓の李を賜わる。(13-059p)

【德宗の即位】

■[代宗崩じ、德宗即位]五月，癸卯(39)，上は始めて疾有り，辛酉(57)，制して皇太子に監國せしめる。是の夕，上は紫宸(東内宜政殿の北、蓬萊殿の南に在り)之内殿に崩じ(年53)，遺詔して郭子儀を以て塚宰を攝せしむ。癸亥(59)，德宗は即位し，諒陰の中に在り，動は禮法に遵う。嘗て韓王の迴(德宗の弟)を召して食し，馬齒(馬齒莧、ウマビユ、スベリヒユ科一年草)の羹を食し，鹽、酪(乳酪)を設けず。

■[服喪論争で崔祐甫を左遷]常袞^{じょうこん}の性は剛急にして，政を為すこと苛細なり，衆心に合わず。時に群臣は朝夕臨(哭)す，袞は哭して委頓し，從吏は或は之を扶く。中書舍人の崔祐甫は指して以て衆に示して曰く、

「臣は君の前に哭す，扶禮有る乎！」

袞は聞き，益々之を恨む。會々群臣の喪服を議し，袞は以為く、

「禮に，臣は君の為に斬衰すること三年。漢の文帝の權制(15 卷前漢文帝)すら，猶ほ三十六日。高宗以來，皆な漢の制に遵う。玄宗、肅宗之喪に及び，始めて服すること二十七日。今遺詔に云う、『天下の吏人は，三日にして服を釋け。』古者卿大夫は君に従い而して服す，皇帝は二十七日に而して除き，在朝の群臣も亦た當に之の如くすべし。」

祐甫は以為く、

「遺詔には、朝臣、庶人之別無し。朝野中外、天下に非ざるは莫し、凡そ百執事、孰んぞ吏人に非ざらん！皆な應に三日(続は欠如)にして服を釋くべし。」

相い與に力爭し、聲色陵厲なり。袞は堪える能わず。乃ち奏す、

「祐甫は情に率いて禮を變ず、請う潮州刺史に貶せん」

上は以為えらく太だ重しと、閏月、壬申(8)、祐甫を貶して河南少尹と為す。

■[常袞の独断専行、崔祐甫の復活]初め、肅宗之世、天下の務めは殷にして、宰相は常に數人有り、更々^{かわるがわる}直して事を決し、或は休沐して各々私第に歸り、直事者に詔して代わりに其の名を署し而して之を奏し、是より踵ぎて故事と為す。時に郭子儀、朱泚は軍功を以て宰相と為ると雖も、皆な朝政に預らず、袞は獨り政事堂に居り、二人に代わりて署名し、祐甫を奏す。祐甫は既に貶せられ、二人は表して其の罪に非ざるを言い、上は問う、

「卿は向に貶す可きと言ひ、今罪に非ずと雲うは、何ぞ也？」

二人は對える、

「初めから知らず。」

上は初めて即位し、袞を以て欺罔を為すとし、大いに駭く。甲戌(10)、百官衰絰^{さいてつ}(粗麻布の喪服)し、月華門(宣政殿の前に兩廡あり、各々門有り、其の東廡を日華、その東は門下省。西廡に門有り、月華、其の西は中書省)に序立し、制有り、袞を貶して潮州刺史と為し、祐甫を以て門下侍郎、同平章事と為し、聞く者は震悚^{しんしよく}(震えおののく)す。祐甫は昭應(県、本は新豊県、昭應宮の北に治す、現・陝西省西安市臨潼区)に至り而して還る。既に而して群臣の喪服は竟に袞の議を用いる。

■[崔祐甫はよく仕事す]上は時に諒陰に居り、庶政は皆な祐甫に委ね、言う所允^{ゆる}さざる無し。初め、至德以後、天下の用兵は、諸將が競いて功賞を論じ、故に官爵は濫無き能わず。永泰以來に及び、天下は稍平らかなり、而して元載、王縉は政を秉^とり、四方は賄を以て官を求める者は門に相い屬き、大なる者は載、縉に出で、小なる者は卓英倩等に出で、皆な欲する所の如く而して去る。常袞が相と為るに及び、其の弊を革め、僥倖を杜絶せんとし、四方奏請すれども、一切與えず。而して甄別する所無く、賢愚は同じく滯る。崔祐甫は之に代わり、時望を収めんと欲し、推薦引拔すること、常に虛日無し。相と作りて未だ二百日ならず、(13-060p)除官は八百人、前後相い矯め、終に其の適を得ず。上は嘗て祐甫に謂って曰く、「人は或は卿を謗る、用いる所は多く親故に涉ると、何ぞ也？」

對えて曰く、

「臣は陛下の為に百官を選択し、敢えて詳慎せざればあらず、苟くも平生未だ之を識らざれば、何を以て其の才行を諳んじ而して之を用いる。」

上は以て然りと為す。

■[人材登用の条件]臣光曰く、

「臣は聞く、人を用いる者、親疏、新故之殊なる無く、惟だ賢、不肖を之れ察するを為す。其の人未だ必ずしも賢ならざる也、親故を以て而して之を取るは、固より公に非ざる也。苟くも賢なるに矣、親故を以て而して之を捨てるも、亦た公に非ざる也。夫れ天下之賢は、固より一人の能く盡す所に非ざる也、若し必ず素識^しり其の才行を熟するを待ち而して之を用いれば、遺す所も亦た多し矣。古之相為^たる者は則ち然らず、之を擧げるに衆を以てし、之を取るに公を以てす。衆賢なりと曰えば矣、己其の詳を知らずと雖も、姑^{しばらく}く之を用い、其の功無きを待ち、然る後に之を退け、功有れば則ち之を進む。擧げる所其の人を得れば則ち之を賞し、其の人に非ざれば則ち之を罰す。進退賞罰は、皆な衆人の共に然りとする所也、己豪發

之私を其の間に置かず。苟くも是の心を推して以て之を行えば、又た何ぞ賢を遺れ^{わす}官を曠しくする之病むに足らん哉！」

■**[梨園樂工の人員整理]**詔して四方の貢獻之不急ならざる者を罷省す、又た梨園(211 卷玄宗開元二年に始まる。光化門の北に在り。光化門は禁苑南面西頭の第一門)使及び樂工三百餘人を罷む、留まる所の者は悉く太常に隸す。

■**[郭子儀の任を分担]**郭子儀は司徒、中書令を以て河中尹、靈州大都督、單于、鎮北大都護、關内、河東副元帥、朔方節度、關内支度、鹽池(河中靈夏に皆塩池あり)、六城(朔方塞下に六城あり)水運大使、押蕃部並びに營田及び河陽道觀察等使を領し、權任は既に重く、功名も復た大きく、性は寛大、政令は頗る肅ならず、代宗は其の權を分けんと欲し而るに之を難とし、久しく決せず。甲申(20)、詔して子儀を尊びて尚父(太公望は周の師尚父たり、尚ぶ可く父とす可く天子の師なるを謂う)と為し、太尉兼中書令を加え、實封を増して滿二千戸とし、月ごとに千五百人糧、二百馬食を給し、子弟、諸婿の官を遷る者は十餘人、領する所の副元帥諸使は悉く之を罷む。其の裨將の河東、朔方都虞候の李懷光を以て河中尹、邠、寧、慶、晉、絳、慈、隰節度使と為し、朔方留後兼靈州長史の常謙光を以て靈州大都督、西受降城、定遠、天德、鹽、夏、豐等軍州節度使と為し、振武軍使の渾瑊を單于大都護、東、中二受降城、振武、鎮北、綏、銀、麟、勝等軍州節度使と為し、其の任を分けて領せしむ。

■**[馴らした象の放逐]**丙戌(22)、詔して曰く、

「澤州刺史の李鷄は《慶雲圖》を^{たてまつ}上る。朕は時和し年豊かなるを以て嘉祥と為し、賢を進め忠を顯わすを以て良瑞と為す、卿雲(慶雲)、靈芝、珍禽、奇獸、怪草、異木の如きは、何ぞ人に益あらんや！天下に佈告し、今より此れ有りとも、上獻するを得る無からしめよ。」

内莊宅使は上言す、

「諸州に官租有り、萬四千餘斛」

と、上は分けて所在に給し軍儲に充て令む。是より先、諸國は屢々馴らした象を獻じ、(13-061p)凡そ四十有二、上は曰く、

「象は豢養(飼育の餌)を費し而して物性に違う、將たまた安んぞ之を用いるや！」

命じて荊山(此れ禹貢のいわゆる汧及び岐を導き、荊山に至るという者なり。唐には京兆富平県の界に属す、陝西省関中道)之陽に縱つ。及び豹、貄(狸に似て蒼黒、前足無く、善く鼠を捕うという)、鬥雞、獵犬之類は、悉く之を縱つ。又た宮女數百人を出す。是に於いて中外は皆な悦び、淄青の軍士は、兵(武器)を投じて相い顧みて、

「明主出ず矣、吾が屬は猶ほ反せん乎！」

と曰うに至る。戊子(24)、淮西留後の李希烈を以て節度使と為す。

■**[馬燧を河東節度使]**辛卯(27)、河陽鎮遏使の馬燧を以て河東節度使と為す。河東は百井之敗(去年の鮑防の敗を謂う、一に柏井に作る、并州の城北 40 里)を承け、騎士は單弱なり、燧は悉く牧馬廐役を召し、數千人を得、之を教えること數月、皆な精騎と為る。甲を造るに必ず長短三等と為し、其の衣る所に稱^{かな}い、以て進趨に便とす。又た戰車を造り、行きて則ち兵甲を載せ、止めて則ち營陳を為し、或は險を塞ぎ以て奔冲^{とど}を遏む。器械精利ならざるもの無し。居ること一年、選兵三萬を得る。兗州の人の張建封を辟して判官と為し、李自良を代州刺史に署し、之に委任す。

■**[黎幹・劉忠翼は死を賜わる]**兵部侍郎の黎幹は、狡險諛佞にして、宦官特進の劉忠翼と相い親善す。忠翼は本の名は清潭、寵を恃みて貪縦なり。二人は皆な衆の惡む所と為る。時の人は或な言う、

「幹、忠翼が嘗て代宗に獨孤貴妃を皇后に立て、妃の子の韓王の迥を太子と為すを勧める。」

上は即位し、**幹**は密に輿に乗りて**忠翼**は詣りて事を謀る。事は覺われ、丙申(32)、**幹**、**忠翼**は並せて除名され長流し、藍田に至り、死を賜わる。

■**[劉晏の左遷]**戸部侍郎判度支の**韓滉**を以て太常卿と為し、吏部尚書の**劉晏**を以て度支を判せしむ。是より先**晏**、**滉**は天下の財賦を分掌し、**晏**は河南、山南、江淮、嶺南を掌り、**滉**は關内、河東、劍南を掌り、是に至り、**晏**は始めて之を兼ねる。上は素より**滉**が培克すること過甚なるを聞き、故に其の利權を罷め、尋いで出して晉州(臨汾県に治す、古の平陽、現・山西省臨汾市堯都区)刺史と為す。

■**[塩税は大成功]**至徳の初め(219 卷至徳元載)、**第五琦**は始めて鹽を榷して以て軍用を佐く、**劉晏**が之に代わるに及び、法は益々精密にして、初め歳ごとに錢を入れること六十萬緡、末年入る所十倍を逾え、而れども人は厭苦せず。大暦の末、一歳の**徵賦**(**続は欠如**)入る所を計るに總て一千二百萬緡にして、而して鹽利は其の太半に居る。鹽を以て漕備を為し、江、淮より渭橋(東渭橋)に至り、率ね萬斛ごとに傭七千緡、淮より以北、巡院を列置し、能吏を擇びて之を主らしめ、州縣を煩わす(国家直接の収入)而して事を集す。

■六月、己亥(35)朔、天下に赦す。

■西川節度使の**崔寧**、永平節度使の**李勉**は並せて同平章事とす。

■**[訴訟と登聞鼓を拡充]**詔す、

「天下の冤滯、州府は為に理めざれば、三司使(御史中丞・中書省舍人・門下省給事中なり。三人は各々一司官を以て朝堂に來たりて詞を受ける、故に之を三司と謂う。五代の時の理財の三司使に非ざるなり)に詣るを聽す、中丞、舍人、給事中各一人を以て、日々朝堂に於いて詞を受け、推決せしむ。尚ほ未だ盡きざる者は、登聞鼓(唐の時は西朝堂の前に在り)を搥つを聽す。(13-062p)今より復た寺觀を置かんと奏し及び僧尼を度すを請うを得無からしむ。」是に於いて登聞鼓を搥つ者は甚だ衆なり。右金吾將軍の**裴諝**は上疏して、以為く、

「訟者の爭う所は皆な細故なり、若し天子一一之を親らすれば、則ち安んぞ吏理を用いん乎！」

上は乃ち悉く之を有司に歸す。

■**[山陵の制度]**制す、

「應^{あら}ゆる山陵の制度は、務めて優厚に従い、當に帑藏を竭して以て其の費を供すべし。」

刑部員外郎の**令狐峘**は上疏して諫め、其の略に曰く、

「臣は伏して遺詔を讀むに、務めて儉約に従い、若し制度優厚なるは、豈に顧命之意ならん邪！」

上は答詔す、略に曰く、

「唯だ**朕**之病に中たるのみに非ず、抑々亦た**朕**之美を成す、敢えて義を聞き而して徙らざらんや！」

峘は、**德棻**(太宗に事える)之玄孫也。

■**[諸王を立てる]**庚子(36)、皇子の**誦**を立てて宣王と為し、**謨**を舒王と為し、**誡**を通王と為し、**諒**を虔王と為し、**詳**を肅王と為す。乙巳(41)、皇弟の**迺**(乃×)を立てて益王と為し、**傀**を蜀王と為す。(州名は旧国)

■**[顧問直待制度]**丙午(42)、先天の故事(事故×)を擧げ、六品以上の清望官は、供奉、侍衛之官に非ずと雖も、日々に二人をして^{かわるがわる}更直して待制せ令め、以て顧問に備える。

■庚戌(46)、**朱泚**を以て鳳翔尹と為す。

■**[宦官の中使の賄賂を禁止]**代宗は宦官を優寵し、使いを四方に奉ずる者は、其の求取するを禁じず。嘗て中使を遣わして妃の族に賜わり、還り、得る所を問うに頗る少なく、代宗は悦ばず、以為えらく我が命を輕んじると。妃は懼き、遽に私物を以て之を償う。是に由り中使は公に賂遺を求め、忌憚する所無し。宰相は嘗て錢を閣中に貯め、一物を賜わり、一旨を宣する毎に、徒らに還る者無し。出で使いして歷る所の州縣に、移文して貨を取り、賦税と同じく、皆な重載し而して歸る。上は素より其の弊を知る。中使の

邵光超を遣わして李希烈に旌節を賜わる。希烈は之を僕、馬及び縑七百匹、黃茗(茶の晩く取るもの)二百斤を贈る。上は之を聞き、怒り、光超を杖つこと六十而して之を流す。是に於いて中使之未だ歸らざる者は、皆な潜に得る所を山谷に棄て、之に與えると雖も、敢えて受ける莫し。

■[崔祐甫は白琇珪を召す] 甲子(0)、神策都知兵馬使、右領軍大將軍の王駕鶴を以て東都園苑使(唐の初めの苑總監の職)と為し、司農卿の白琇珪を以て之に代え、名を志貞と更む。駕鶴は禁兵を典ること十餘年、權は中外に行われ、詔下り(続は欠如)、上は其の變を生ぜんことを恐れる。崔祐甫は駕鶴を召して與に語り、留連すること之れ久しく、琇珪は已に事を視る矣。

■[李正己の淄青の將士を慰勞] 李正己は上の威名を畏れ、表して錢三十萬緡を獻ず。上は之を受けんと欲し、欺かれるを恐れ、之を卻けるに則ち辭無し。崔祐甫は請う、

「遣使して淄青の將士を慰勞し、因りて正己が獻ずる所の錢を以て之に賜わり、將士をして人人上の恩を戴か使めん。又た諸道は之を聞き、朝廷の貨財を重んぜざるを知らん」

と。上は悦び、之に従う。正己は大いに慚じ服す。天下は以為えらく太平之治は、庶幾くは望む可からん焉。(13-063p)

■秋、七月、戊辰(4)朔、日之を食する有り。

■[顏真卿は上言] 禮儀使、吏部尚書の顏真卿は上言す、

「上元中、政は宮壺(宮中の道。咸亨五年八月十五日、上元と改元す。是の日高祖・太宗を追尊す)に在り(武後の專權)、始めて祖宗之諡を増す。玄宗の末、奸臣は命を竊み、累聖之諡は、加えて十一字に至る者有り。按ずるに周之文、武、文を言(続は稱)えば武を稱せず、武を言(続は稱)えば文を稱せず、豈に盛徳の優ならざる所乎? 蓋し群臣は其の至る者を稱するが故也。故に諡多きも褒と為さず、少くとも貶と為さず。今累聖の諡號は太だ廣く、古制に逾える有り、請う中宗より以上は皆な初諡(高祖太武皇帝は太宗文皇帝、高宗天皇帝、中宗孝和皇帝)に従い、睿宗は聖真皇帝と曰い、玄宗は孝明皇帝と曰い、肅宗は宣皇帝と曰い、以て文を省き質を尚び、名を正しくし本を敦くせん。」

上は百官に命じて集議せしめ、儒學之士は、皆な真卿の議に従う。獨り兵部侍郎の袁參は、官は兵を以て進み、奏言す、

「陵廟の玉冊、木主は皆な已に刊勒せり、輕々しく改める可からず、」

事は遂に寝ねる。陵中の玉冊の刻する所は、乃ち初諡なるを知らざる也。

■[徳宗の政策大改革] 初め、代宗之世、事は多く留滯す、四夷の使者及び四方の奏計、或は連歲は遣らず、乃ち右銀台門(東内宮城の西面に在り)に於いて客省を置き以て之を處く。及び上書して事を言う孟浪者(続は欠如)、職を失いて未だ敘せざる者、亦た其の中に置き、動もすれば十歳を経る。常に數百人有り、並びに部曲、畜産は動もすれば千を以て計る、度支廩給し、其の費は甚だ廣し。上は悉く命じて拘者を疏理して之を出し、事竟る者は之を遣り、當に敘すべき者は之を任ぜしむ、歳に穀萬九千二百斛を省く。

■[豪華第舍の廃棄] 壬申(8)、元載、馬璘、劉忠翼之第を毀つ。初め、天寶中に、貴戚の第捨は奢麗を極めると雖も、而も坦屋の高下は、猶ほ制度を存し、然れども李靖の家廟は已に楊氏の馬廐と為る矣。安、史亂後に及び、法度は墮弛し、大臣、將帥、宦官は競いて第捨を治め、各々其の力を窮め而る後に止む、時の人は之を木妖と謂う。上は素より之を疾み、故に其の尤なる者を毀ち、仍ほ馬氏に命じて其の園を獻ぜしめ、宮司(宮禁の園鑾を掌る)に隸し、之を奉成園(安邑坊に在り。丹鳳門より南田の東街の第六坊を安邑坊と為す)と謂う。

■癸丑(49)，常貢の宮中の服用錦千匹、服玩數千事を減ず。

■[在京の回紇諸胡の取締り]庚辰(16)，詔して回紇諸胡の京師に在る者は、各々其の服を服し、華人に效うを得る無からしむ。是より先回紇の京師に留まる者は常に千人、商胡の偽服し而して雜居する者は又た之に倍す、縣官は日々に饗餼(饗は熟、餼は生)を給し、資産を殖し、第捨を開き、市肆の美利は皆な之に歸し、日々に暴横を縦にし、吏は敢えて問わず。或は華服(中華の服)を衣し、妻妾を誘い取る、故に之を禁ず。

■[酒造の制限]辛卯(27)，天下の榷酒(唐の初め、酒禁無し。乾元元年に京師、酒貴し。肅宗は廩食方に細くるを以て、乃ち京師の酤酒を禁じ、期するに麥熟するを以てす。二年に餓える、復た酤を禁ず。廣徳二年に天下の酤を定め、戸ごとに月を以て税を収める)して利を収めるを罷む。(13-064p)

■[國子博士張涉を右散騎常侍]上之東宮に在る也、國子博士の河中の張涉は侍讀為り、即位之夕、涉を召して禁中に入らしめ、事は大小と無く皆な之を咨る。明くる日、翰林に置いて學士と為し、親重は比無し。乙未(31)、涉を以て右散騎常侍と為し、仍って學士と為す。

令和 8 年 3 月 19 日 翻訳開始 12148 文字

令和 8 年 4 月 11 日 翻訳終了 25002 文字